

- 5) 弊社の部材、付属部材以外の部材を使用・併用したことにより生じた不具合
  - 6) 錆び汚れなど周囲の部材の変化で生じた不具合、また汚れを溶剤で拭いたことによる変色や退色
  - 7) 外壁以外の用途で使用することで生じた不具合
- ③商品の誤用によって発生した不具合
- ④建物の南面と北面、樹木や建物による遮蔽度などによる日光への暴露の違いで生じる部分的退色(色あせ)、チョーキング(表面に粉が浮き出る現象)、または汚れやしみの蓄積
- ⑤入居者または第三者による故意、過失、蛮行によって生じた不具合
- [例]
- 1) 高熱源による変形として、給湯器やボイラーなどの他、サンルーム内の高温、日射などによって高温となった金属との接触、ガラス窓やガラスドア(特にLow-eガラス製のものがあげられるがこれらに限定されない)からの反射光や金属製品からの反射光、輻射熱により高温となることによる変形
  - 2) 物がぶつかったことによる割れ(除雪作業中のスコップ、自転車の衝突、飛び石など)
  - 3) 壁付近で焚き火をしたことによる変形
  - 4) 近くの金属溶接作業で火花が飛んだことによる汚損
  - 5) 蜂の巣を煙幕花火を使用して除去した際の変色、変形
  - 6) 金属製のタワシ、ブラシ等不適当な器材や薬品を用いた洗浄による変色、退色、損傷
- ⑥地盤沈下、地層歪み、断層などによって生じたサイディング設置壁面、表面、または構造体の故障、不具合、損害、割れ
- ⑦地震、竜巻、突風、暴風、雹、落雷、洪水、落石等の天変地変、火災、氷柱や雪の塊、砂埃がぶつかったこと等によって生じる不具合
- [例]
- 1) 台風等の強風によるサイディング材の剥がれ
  - 2) 台風等強風により、近所からもものが飛んできてぶつかったことによる破損
  - 3) 自分の家の屋根や隣の家の屋根、窓上の棧などから落ちてきた雪や氷柱による割れ
  - 4) 数m積もる豪雪地域での、積もった雪が下に下がっていく時に接している壁のサイディング材が引き下げられることで窓脇の壁などのサイディング材が剥がされ、下地が剥き出しになる不具合
  - 5) 煙突が雪の重みで曲がり、壁に接触したことによる変形
- ⑧サイディング裏面に雨水等が入ることにより生ずる雨漏り等の不具合
- ⑨建物の構造、建物自体の変形・変位や、下地の腐食、経年変化による下地材の反り、くるとい等により生じた不具合
- ⑩汚れ(伝い水による汚れを含む)錆び、カビ、こけ、藻等による外観上の変化
- ⑪不適切な器具、洗剤、薬品、高圧洗浄方法等による洗浄または塗装やコーティング等による表面の異常
- ⑫暇疵を発見した後、速やかに届け出が無かった場合。
- ⑬契約当時実用化された技術では予測することが不可能な現象が原因で生じた不具合
- ⑭サイディング工事完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付け工事等により発生した不具合
- ⑮弊社に連絡なく行われた不適切な修理が原因で生じた不具合
- ⑯保証内容に定める不具合以外の不具合現象、または不具合の程度に達しない現象
- ⑰保証内容に定める不具合によって、保証対象商品以外に発生した不具合
- ⑱保証対象商品以外の不具合によって発生した、保証内容に定める不具合
- ⑲その他弊社の責に帰さない事由による不具合

#### 付帯事項

- ①当該商品の生産中止または商品変更により、本書の対象となる商品を供給できないことがあります。その場合は、同等の品質と価格を有する代替品で対応させていただきます。
- ②本保証書は、工事業者が本商品を使用した工事終了後30日以内に、「**ゼオンサイディング**工事証明書」に必要事項を記入・押印し弊社に郵送され、弊社がこれを承認し押印した後に発効するものとします。また、弊社で押印後、弊社にコピーを保管し、貴社に正書を返送しますので保管してください。本証明書を紛失した場合、本保証書に規定する保証が受けられないことがあります。

#### 個人情報の取り扱いについて

お客様にご記入いただきました保証書へ記載の個人情報(ご住所、お名前、電話番号)は、保証期間内のサービス活動およびその後の安全点検活動のために記載内容を利用させていただく場合がございますので、ご了承ください。

## ゼオン化成株式会社 建築材料部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2(新丸の内センタービル)  
TEL 03-5208-5134 FAX 03-5208-5295

# ゼオンサイディング®

## 品質保証書

### ニューカラースケープ

### ロイヤルよこ張り

### ロイヤルたて張り(Sタイプ・Wタイプ)

## ゼオン化成株式会社

2023.10.1 改定

# 品質保証書

No. \_\_\_\_\_

弊社は対象商品に対し、下記の内容を保証します。  
尚、この保証書は、法規における弊社の製造物責任を免責するものではありません。  
記

## 対象商品

### ゼオンサイディング

シリーズ名 ニューカラースケープ、ロイヤルよこ張り、ロイヤルたて張りSタイプ・Wタイプ

上記各シリーズの本体並びに役物(トリムを除く)が対象となります。

その他の役物、特殊役物、下地材料、アクセサリ、専用工具およびゼオンサイディング用関連部材は保証対象外です。

## 保証内容

保証期間内に、対象商品に著しい部分的変褪色※がないことを保証します。但し、通常の環境条件下において、均等に日光や風雨にさらされた場合に限ります。

※「著しい部分的変褪色」とは、施工後の年数を考慮しても外観上が見苦しく、社会通念上明らかに代替品の提供が必要となる程度の状態をいいます。尚、保証内容に抵触する不具合か否かは、弊社が判断するものとします。

著しい部分的変褪色についてはASTM D2244の規格に基づくハンター値の基準を超えるかどうかで判断します。

【褪色基準】 ロイヤルよこ張りおよびロイヤルたて張り 色差7  
ニューカラースケープ 色差4

## 保証期間

対象商品の施工完了日から30年間とします。

尚、保証期間中に補償が実施された場合でも、新たな保証が開始されるわけではありません。その場合の保証残余期間は当初保証の残余期間となります。

## 保証対象

元請会社様(住宅会社様、工務店様等)

## 保証条件

- 元請会社様にて、弊社発行の保証書を保管されていること
- 対象商品が弊社「施工マニュアル」(最新版)に基づいて施工されていること
- 不具合が発見されたとき、お施主様より元請会社様に速やかに通知されていること、また元請会社様よりその旨が弊社に速やかに通知されていること

## 補償方法

施工完了日からの経過年数に応じて右記表にしたがって補償します。その方法は材料の無償提供です。

ただし、胴縁、透湿防水シート、気密テープ、留め付けビス、などの下地材料費、仮設足場設置費、養生費、残材処分費および施工手間賃並びに他部位への影響で発生した費用等の対象商品以外の費用は補償に含みません。

- 施工完了日から15年目まで  
不具合が生じた対象商品について、その不具合部分を限度とする代替商品の無償提供
- 16年目以降、保証期間満了日まで  
不具合が生じた対象商品について、経過年数ごとにスライドした商品査定割合を上限とした代替商品の無償提供

経過年数	査定基準
15年まで	不具合数量 × 100%
15年を超え16年まで	不具合数量 × 50%
16年を超え17年まで	不具合数量 × 40%
17年を超え18年まで	不具合数量 × 30%
18年を超え19年まで	不具合数量 × 20%
19年を超え25年まで	不具合数量 × 10%
25年を超え30年まで	不具合数量 × 5%
30年越え	不具合数量 × 0%

## 免責事項

以下の事由により不具合が発生した場合については、保証内容に含まれているか否かにかかわらず、免責とさせていただきます。尚、各事由の記載例以外の事象については、免責とさせていただきますか否かは、弊社が判断するものとします。

①施工マニュアルとは異なる方法その他の不適切な方法・態様による保管によって発生した変形や割れなどの不具合

【例】

- 倉庫並びに現場での保管時に高温に曝されての変形
- 大きな加重が部分的にかかったことによる変形や割れ

②施工マニュアルとは異なる方法その他の不適切な方法・態様による施工によって発生した不具合

【例】

- 止めビスの打ちすぎによる変形、並びにサイディングが変形する恐れのある施工がなされたことによる不具合
- 樹脂サイディング特有の温度による伸び・縮みにより生じる不具合
- 養生するためにガムテープを貼り、糊残りしたことによる汚損
- サイディング本体どうしの嵌合が不十分だったため、風により飛ばされた不具合、また風が本体の裏に廻りパタパタ音の発生

# ゼオンサイディング®工事証明書

シリーズ名：ニューカラースケープ、ロイヤルよこ張り  
ロイヤルたて張りSタイプ・Wタイプ

発行日

年 月 日

工事場所	施主名				
	施主住所				
工事業者名					
ゼオンサイディング®	シリーズ名				
	型式		トラディショナル型		デザイナー型
	色				
工事完了時期	年 月				
(イ)御社名・住所					印
(ロ)ゼオン化成株式会社	住所：〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-2 新丸の内センタービル TEL：03-5208-5134 FAX：03-5208-5295				印
本証明書の発行					
(イ)が工事終了後30日以内に必要事項を記入、押印し、(ロ)の建築材料部に送付する。					
(ロ)が内容確認、承認、押印し⇒この時点より発効					
(ロ)はコピーを残し、正書を(イ)に返送する。(イ)は正書を保管する。					
※紛失した場合は規定の保証を受けられない場合があるので、大切に保管してください。					